

伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設整備事業にかかる 基本構想 概要版

1 基本構想の目的と位置付け

1) 基本構想策定の背景と目的

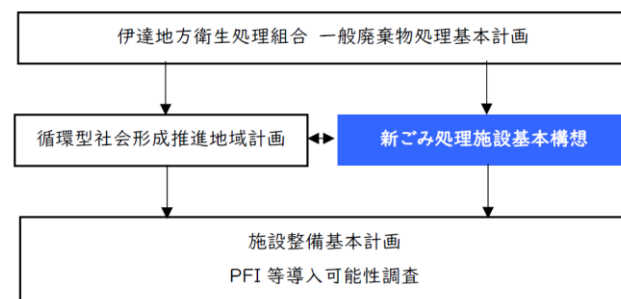
本組合の清掃センターでは、1市3町（伊達市、桑折町、国見町、川俣町）の可燃ごみを焼却処理していますが、施設は平成7年の供用開始から30年が経過し、老朽化が進んでいることから、新たな施設の整備に向けた検討が必要となっています。

また、施設内にある埋立処分場の残容量も逼迫しており、今後のごみ処理を継続的に行うには、新たな施設の検討と併せ、埋立地の延命対策も必要となっています。

このような状況を踏まえ、より効率的で安定したごみ処理体制を確立することを目的に、基本的な考え方、施設の処理方式や処理能力などの整備方針を基本構想として策定しました。

2) 基本構想の位置づけ

「伊達地方衛生処理組合一般廃棄物処理基本計画」に基づく、新たなごみ処理施設の整備に係る構想です。



2 新施設に求める基本的性能

広域ごみ処理施設更新の基本方針に示された処理システムの条件は、以下に示すとおりに設定されており、本基本構想でも当該内容を基本方針とします。

- 適切な環境保全対策を講じた施設
- 将来に向けて安全かつ安定的に処理できる施設
- エネルギーの有効活用に優れた施設
- 敷地の諸条件に適合し、経済性に優れた施設
- 災害時の廃棄物処理を想定した施設

3 ごみ処理場の見通し及び処理規模

- 1) 供用開始目標年度：令和14年度
- 2) 事業主体：伊達地方衛生処理組合
- 3) 計画ごみ処理量：26,231 t /年※
- 4) 施設規模：130 t /日※

（災害廃棄物処理分12 t /日 を含む）

※「伊達地方衛生処理組合一般廃棄物処理基本計画（令和4年8月）」における目標推計を基に、最新の人口、排出量等を加味し算出しました。また、近年の災害の激甚化や頻発化に対応できるよう、施設規模は令和14年度の計画ごみ処理量に、災害廃棄物を適切に処理する能力として、計画ごみ処理量の10%程度を加算することを想定し、130t/日としました。

令和6年度（現状）		令和14年度（予測）
管内人口（1市3町）	87,055人	78,800人
施設規模	150 t /日	118 t /日
年間処理量	28,869 t /年	26,231 t /年
災害廃棄物処理規模		12 t /年※

- ・ 施設規模は、今後策定する「ごみ焼却施設基本計画」において、さらに精査を行い、最終的な規模を決定していきます。

4 処理方式

【一次選定】

本組合が求める基本的性能から、全国で実用化されている処理方式を前提に、具体的な項目を点数化し、上位4施設を選定

【二次選定】

残容量が切迫している埋立処分場を再生、延命化を図るため、焼却灰等の廃棄物を掘り起し、熔融処理のうえ減容化が可能な3施設を選定

【最終選定】

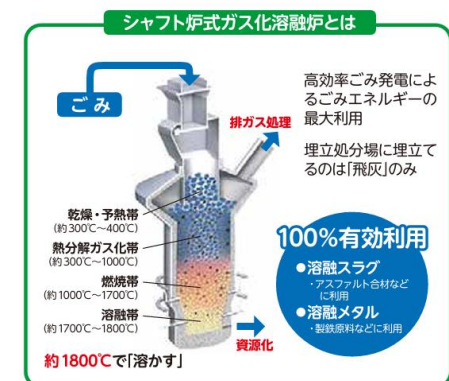
二次選定された施設から、近年の発注実績や埋立処分場の再生（減容化）技術、環境面経済性などの評価を行い、一番有利である「シャフト式ガス化溶融方式」を選定しました。

○ 一次選定結果

処理方式
焼却方式（ストーカ式）
熔融方式（シャフト式）
焼却方式（流動床式）
熔融方式（流動床式）

○ 二次選定（最終選定）結果

処理方式
ストーカ方式＋灰溶融
シャフト式ガス化溶融方式
流動床式ガス化溶融方式



5 交付対象経費の上限額について

令和7年3月31日に環境省より通知された「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について」において、令和10年度以降に新たに焼却施設を整備する場合の交付対象経費額の上限値が示されました。

施設規模	交付対象経費上限額
30t/日未満	— 万円/(t/日)
30t/日以上～50t/日未満	1億5500万円/(t/日)
50t/日以上～100t/日未満	1億3400万円/(t/日)
100t/日以上～150t/日未満	1億1000万円/(t/日)
150t/日以上～200t/日未満	9800万円/(t/日)
200t/日以上～250t/日未満	9100万円/(t/日)
250t/日以上～300t/日未満	8500万円/(t/日)
300t/日以上～350t/日未満	8100万円/(t/日)
350t/日以上～400t/日未満	7700万円/(t/日)
400t/日以上～450t/日未満	7400万円/(t/日)
450t/日以上～500t/日未満	7200万円/(t/日)
500t/日以上～550t/日未満	7000万円/(t/日)
550t/日以上～600t/日未満	6800万円/(t/日)
600t/日以上	6600万円/(t/日)

本組合で想定する施設規模（130 t /日）の1 t 当たりの交付対象経費の上限額は、左の表に示すとおり1億1000万円/（t/日）が適用され、143億円（130t/日×1億1000万円/（t/日））が交付対象事業費の上限額となります。

※ 本金額は現時点での交付対象経費の上限額であり、今後事業者選定時の応札額や、交付対象経費の上限額の変更等により金額に変動がある可能性があります。

6 今後の事業スケジュール

新たなごみ焼却施設の施設整備に伴う事業のスケジュールは、以下のとおりとなっており、新設工事期間は、令和10年度～令和13年度で、供用開始は令和14年度当初を目標としています。

項 目	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
ごみ焼却施設整備環境影響調査								
ごみ焼却施設整備基本設計								
ごみ焼却施設整備PFI等導入可能性調査								
ごみ焼却施設整備造成設計								
ごみ焼却施設整備事業者選定事業								
ごみ焼却施設新設工事								
ごみ焼却施設供用開始								